

令和元年度 第3回 技術研究会



「都市再開発法第110条特則型権利変換計画の活用について」

都市再開発法第110条に規定する全員同意型の権利変換計画の中には、従後資産の所有形態や権利の設定、保留床の処分、資産評価などに関して、都市再開発法の規定の一部を適用除外として定めた事例があり、権利者が少人数の事業や共同建替型の個人施行の事業において活用されています。

一方、全員同意といえども市街地再開発事業は法定事業であり、権利変換計画の認可という手続きを経る以上、権利者全員が同意していても、その権利変換計画の内容については、全てが自由に定められる訳ではなく一定の制約があり適用除外とはならない事項も存在します。

また、各事業が個別に抱える課題を解決するために、法第110条特則型権利変換計画を採用していますがその権利変換計画の定め方は、それぞれの事業によって個性が強くなり、画一的に定められるものではありません。

研究会では、法第110条特則型権利変換計画の解説を行うとともに、過去の採用事例等を通じて法第110条特則型権利変換計画の活用方法等について検討します。

この研究会を通じて、法第110条特則型の特徴を理解することにより、再開発事業促進の一助となることを期待します。

◇ 内 容

1. 法第110条特則型権利変換計画の概要
 - ・原則型及び法第111条特則型の権利変換計画との比較及び相違点等について
 - ・権利変換計画書の記載方法について
2. 法第110条特則型権利変換計画で適用除外となる規定について
3. 法第110条特則型権利変換計画の留意点
 - ・適用除外とならない規定について等
4. 課題に応じた法第110条特則型権利変換計画の活用について
 - ・想定される課題に対する法第110条特則型権利変換計画の適用可能性について
 - ・法第110条特則型権利変換計画の採用事例の紹介

◇ 講 師 株式会社再開発評価 常務取締役（不動産鑑定士） 北川 達也 氏

◇ コーディネーター 株式会社佐藤総合計画 都市開発室 副室長 五十嵐 和孝 氏
(一社)再開発コーディネーター協会 事業企画委員会 委員

日 時 : 令和元年10月15日(火) 14:00 ~ 17:00
場 所 : 一般社団法人 再開発コーディネーター協会会議室
 東京都港区芝2-3-3 芝二丁目大門ビルディング7階
定 員 : 約60名 (会場地図は<http://www.urca.or.jp/>)

参加費 : 15,000円 (会員は13,000円) 当日受付でお支払いください。

申込方法 : 下記申込欄にご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。

FAX 03-3454-3015 電話 03-6400-0262

令和元年度 第3回 技術研究会 申込書 [令和元年10月15日(火)開催]

会社名..... 電 話.....

住 所 (〒.....)

参加者名 (1.個人会員 (正・賛助) 2.法人会員 (正・賛助) 3.一般)

所 属・役 職 名	氏 名	連絡先メールアドレス